

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和4年12月19日

本県の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る 防疫措置の進捗状況について（12月19日12時00分現在）

本県で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の状況について、以下のとおりお知らせします。

1 殺処分

(1) 開始日時

12月17日（土曜日）8時00分

(2) 殺処分羽数

月日（12時00分現在）	飼養羽数(a)	殺処分羽数(b)	進捗率 (b/a)
12月19日（月曜日）	194,000	63,200	32.5%

2 汚染物品の処分及び農場の清掃・消毒

(1) 汚染物品の処分：開始

(2) 農場の清掃・消毒：未実施

3 作業従事者数

延べ748人

4 その他

我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

【報道機関へのお願い】

- ①現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ②特にヘリコプター、ドローン等を使用する際の取材は、作業員相互の連絡に支障をきたし、防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ③県現地機関、市等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ④今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。